

退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

所得割額の計算方法（平成 25 年 1 月 1 日以降退職）

$$\begin{aligned} \text{市町村民税所得割額} &= \text{退職所得金額} \times 6\% \\ \text{道府県民税所得割額} &= \text{退職所得金額} \times 4\% \end{aligned}$$

$$\text{市町村民税所得割額} + \text{道府県民税所得割額} = \text{特別徴収していただく税額}$$

※100 円未満の端数は切り捨てます。

※税制改正に伴い、平成 25 年 1 月 1 日以降支払われるべき退職手当等からは税額の 10%控除の措置が廃止されています。

退職所得金額の計算方法（令和 4 年 1 月 1 日以降支払い分の退職所得金額）

①一般退職手当等に係る退職所得金額の場合

$$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額}$$

②特定役員退職手当等に係る退職所得金額の場合

$$\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} = \text{退職所得金額}$$

③勤続年数が 5 年以下の役員等以外の退職所得の場合

a.退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が、300 万円以下の場合

①と同様

b.退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が、300 万円を超える場合

$$150 \text{ 万円} + \{ \text{退職手当等の収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額}) \} = \text{退職所得金額}$$

※特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が 5 年以下である者が、退職手当等の支払者から、その役員勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。「役員等」とは次に掲げる人をいいます。

- ・法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員
- ・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ・国家公務員及び地方公務員

※退職所得の金額は、計算後に 1,000 円未満を切り捨てます。

退職所得控除額の計算方法

①勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円未満のときは } 80 \text{ 万円})$$

②勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※勤続年数 1 年未満の端数は切り上げます。

※退職手当等の支払いを受ける方が、在職中に障害者に該当することになったことが原因で退職した場合は、上記の算出額に 100 万円を加算した額が退職所得控除額となります。